

神奈川県環境審議会「令和5年度第3回事業活動温暖化対策部会」議事録

日 時：令和5年11月27日（月曜日）14：00～16：00

場 所：WEB会議及び安協サービスセンター（2F Room 2）

出席部会員：鎌形部会長、青柳部会員、赤松部会員、佐々木部会員、古米部会員

1 開会

- ・ 脱炭素戦略本部担当課長あいさつ
- ・ 傍聴者の確認（傍聴希望者1名）
- ・ 資料確認

2 審議事項

- (1) 事業活動温暖化対策計画書制度の見直し
～新たな評価制度の評価方法等～

【事務局（濱田室長代理）】

（資料1に基づき説明）

【鎌形部会長】

今日の議論の中心は、「評価方法」ということで、その中でも大きく二つに分けて御説明がありました。11ページから20ページの「評価軸・評価項目」は、どういう観点から評価するかという部分で、これがまず一つです。それから次に、21ページから24ページの「評価のアウトプット」ということで、いわゆる「総合評価」をどういう形でやるかということ、これが二つの大きな項目です。あとは確認事項ということですが、「計画期間」とか「評価周知」、「評価結果の公表」などについては、26ページから29ページまでです。

それと最後に御説明がありました、31ページ以降の中小規模事業者等の計画書制度への任意参加促進に向けた対応ということで、大きく四つに分けて御意見を伺っていきたいと思います。その上で、全体を通してまた、御意見いただく機会を設けたいと思います。

それではまず、11ページから20ページの「評価軸・評価項目」についてです。これについて、おそらく皆さんの御意見もおありになると思うので、順次お願いいたします。五十音順ということで、青柳委員からよろしいですか。

【青柳委員】

ではまず、私の素朴な疑問から。13 ページに「評価軸・評価項目」の設定案があつて、詳細は次のページから出ているのですが、この中で少し気持ち悪いと思うところがあります。「②省エネ」、「③再エネ化・電化」のところ。d)、e)、f)、g)、h)というのが、後ろの方を見ていくと、例えば、23 ページとかが分かりやすいと思いますが、それぞれ5点と加点されるのですが、実はこのd)、e)、f)、g)というのは、それぞれが相互に関連しているので、独立していないのです。独立してないのだけど、点数だけは独立に配点されるというのが気持ち悪いなと思います。これは改善の余地があるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【鎌形部会長】

事務局から回答をお願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

御意見のとおり、①の目的の達成に資するものとして、③の取組をやっていくと、②も改善していくケースが考えられます。

そういった意味では、「評価のアウトプット」は、22 ページの採点方式による採点結果の足し上げというよりは、24 ページの定性判定方式による定性判定を採用し、いずれかの評価基準を満たしていればという方が、多少重複感があっても該当していれば良いという形ですので、すっきりすると思います。

【鎌形部会長】

今回の議論の、一番核心部分の御指摘があつたと思います。要は、ここに点数を何か足し上げていくような、それが例えば、20点と30点の違いがどうかという分析をするのが一つのやり方で、もう一つは、大まかなところで、目標や基準を達成しているかどうかを定性的に見ていくのかです。これはまた後の議論に関わる問題ということで、要するに、評価項目をそれぞれ別々にするというのに対して違和感を呈していただいたのだと思います。ありがとうございます。

【鎌形部会長】

それでは赤松委員良いですか。

【赤松委員】

県が一番重視するのは、温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出量の削減だと思いますが、そもそも他自治体の評価制度でGHG排出量の総量での削減を評価基準とするものがどれぐらいあるのか今覚えてないのですが、「原単位」という概念がないと、事業規模に応じて評価が変わってしまう部分があります。仮に、2013年から10年間で県内の店舗が倍になったというところがあれば、当然GHG排出量も増えている訳です。逆も然りで、あまり事業が上手くいなくて店舗が半分になっただけでGHG排出量が下がっているのを高く評価すると変なことになりかねない。「原単位」という概念がなく、GHG排出量の絶対値の大小や変化率のみを追いかけるのは怖いと思います。温対法はGHG排出量の数字を出させているものの、それが良いとか悪いということは問うてない。元々のエネルギーが入口で、出口がGHG排出量ですから、入口の方は色々管理をされ、出たものはその結果を正しく集計するという概念だと思います。そこからすると、大前提として、県が重視するGHG排出量を下げたいということに対して、今のような絶対量での評価は確かにダイレクトです。ですが、事業者にとっては、個々のケースにおいて色々な可能性が出てきた時のノーマライゼーション（規格化）の手法が「原単位」という概念です。従って、そのところは何か上手いこと入れられないのかと感じました。ちゃぶ台をひっくり返すような話になるかもしれないですが、他の自治体さんではどのような工夫をしているのか分かりませんか。

【事務局（濱田室長代理）】

御意見のとおり、国は省エネ法・温対法に基づきGHG排出量の報告を求めています。評価は、エネルギー消費原単位の改善状況等で評価しております。一方、地方自治体独自の計画書制度では、基本的にGHG排出量の削減を主目的としていますが、評価に当たっては、GHG排出量の総量だけで評価しているところもあれば、排出量原単位を一定程度評価しているところもあります。

計画書制度で評価制度を導入しているのは全国で10自治体ほどあります。例えば、大阪府では、原則はGHG排出量で評価し、事業者が希望する場合は、排出量原単位による評価も可能とのことです。また、京都府では、GHG排出量に加えて、排出量原単位でも評価することとしています。また、来年度から評価制度を導入予定の川崎市では、GHG排出量で評価し、排出量原単位では評価せず、原単位はエネルギー消費量の項目で評価する方針とのことです。

このように、「原単位」に関する対応は自治体によって様々であるというのが現状で、県としては、対象事業者が一部重複することから、県内の川崎市の方針に合わせるのが良いのではと考えております。

ただ、事業者説明会でも参加事業者から色々と御意見があり、コロナ禍のように想定外な外部要因により GHG 排出量が大幅に増減する事例があるなど、「原単位」でも評価してほしいという意見もありましたので、そこは改めて、どちらが良いかという検討をしたいと思います。

【赤松委員】

後の論点の「評価のアウトプット」において、条件1という優先する側が GHG 排出量ありきになっています。先程言ったように、事業が活況で、GHG 排出量が増えてしまった事業者は、それだけで条件1がアウトになり、いくら他のところを頑張っても D（評価）だということになりかねないのでは。

【事務局（濱田室長代理）】

今回お示した案では、確かにそのようになります。

【赤松委員】

先ほどは端折られましたが、逆に省エネ、再エネ等、色々細かい手段の方を優先するというのは何か少し、県としての元々の目的というところから少しずれてくる。今のお話で川崎市さんと揃えると、やはり総量で行くということなのでしょうか。

【事務局（濱田室長代理）】

はい。県内における運用が異なると事業者が混乱しかねませんので、川崎市と合わせた方が良いのかなと思います。ただ一方で、先ほどの赤松委員の御意見は、事業者からも同様にありました。また、大阪府でも、要望があれば GHG 排出量での評価に代えて排出量原単位で評価することとしております。

前回の部会でお示した単純合計方式案でしたら、エネルギー消費原単位も並列で評価することができたのですが、今回お示した定性判定方式案ですと、GHG 排出量で足切りになってしまうので、もう少し検討したいと思います。

【赤松委員】

活動量が入っていないと、極端なことを言うと、県外に出ればいいやということになって、それで GHG 排出量が下がりましたと言っても、神奈川県としては全然嬉しくない訳ですよ。ですから、むしろ色々ビジネスで来ていただきたい、呼び込んでいきたい時に、GHG 排出量のみだと逆に足かせになってしまう。

【鎌形部会長】

これは本当に悩ましいというか、古くて新しいもので、昔からそれをどう評価していくかということが課題であったと思います。基本の考えとしては、日本全体として、あるいは世界全体として GHG 排出量を削減していくためにどうするかという問題設定だと思います。今回の評価制度は、そういった大きな目標の中で、個々の事業者にどういう努力をしてもらい、どう評価するかということなので、非常に悩ましい問題ではありますが、本質的な問題提起だと思います。また良く考えてみます。よろしいですか。

【事務局（出澤副技幹）】

今のところ補足となりまして、14 ページの一番下の米印のところに、GHG 排出量の長期削減率の評価に当たっての「基準年度の」取扱いの考え方を記載しております。赤松委員が御指摘になった、工場の新設等による GHG 排出量の大きな変動があった場合、基準年度は 2013 年度固定という訳ではなくて、著しく増えた時を基準年度にする等、そういった柔軟な対応を今のところ考えております。

【鎌形部会長】

評価制度導入後、具体的にどう運用するかというのは、割と課題になりそうです。順次、また御意見を伺っていきましょう。リモートで佐々木委員、聞こえていますでしょうか。

【佐々木委員】

委員の皆様方から色々御意見がありました。難しいのは分かるのですが、「評価軸・評価項目」という難しい点を今回かなり整理いただいたのかなと思っています。

22 ページの「評価のアウトプットの検証」に関して、案 1 の採点方式にするか、24 ページの定性判定方式にするかについて、定性判定方式というのは結構評価が難しいというか、中々大変だろうと思います。ですので、私としては、案 1-1 か 1-2 になるのかなと思いました。

そして、先程から出ている GHG 排出量と原単位の考え方ですが、条件 1 と条件 2 のところが and にするのか or にするのかで、その辺のところで調整ができるのではないかと思います。案 1-1 あるいは 1-2 のどちらかを採用するのであれば、5 段階評価の案 1-2 というものを推奨し、賛同したいと思っています。最後、どの案にするかという以前の議論がまだまだ必要なのかなとは思いますが、GHG 排出量を削減しなくてはいけないというのも現実です。日本全

体で、世界全体でというところの話まで、この県単位でいく訳ではないですが、県ではやはりそういう文脈の中で、GHG 排出量を抑えないといけないということです。それから短期的な変動については、冒頭、事務局から御説明がありましたように、3年間の移動平均を取るという配慮もなされていますので、GHG 排出量と原単位を並べて評価するというようなところには賛同しているところです。ただ、A、B、Cをつける時に条件1、2をつけることを必ずしも書くというような形にしなくても良いのかというところです。以上です。

【鎌形部会長】

事務局から何かございますか。

【事務局（濱田室長代理）】

差し支えなければ教えていただきたいのですが、24 ページの定性判定方式について、「評価が難しい」という御指摘をいただいたのですが、具体的にどういった難しさが考えられますか。

【佐々木委員】

具体的な数値が書かれてないというか、提出する側が書くのでしょうかけれども、項目別にどれに重点を置くかというところは、逆に言うと、ある意味恣意的に変えられる訳ですよ。

そうした際に、公平性等の観点からそのアウトプットに対する事業者さんからの意見が出てきた際にどう対応するのが難しいのかなと思いました。

【事務局（濱田室長代理）】

ありがとうございます。大変参考になりました。

【鎌形部会長】

案2の場合、個々の項目を見ていたら、オールオアナッシングで1か0かで判断していくため、どこかで切れてしまう。案1の場合、点数で調整もできる。どちらもメリット、デメリットあるということだと思いののですが、そんな意味合いでよろしいでしょうか。

【佐々木委員】

はい、結構です。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。それでは古米委員。

【古米委員】

まず、「原単位」をどうするかということについてです。私は、県全体や市全体など、オールトータルでやるときはGHG 排出量しかないと思うのですが、個々の事業者に対しての評価ということになると、原単位で評価すべきだと思います。事業者がある一定の事業計画の中で一定の目標数値を設定した後、結果として、目標数値を大幅に上回った場合に加点したり、下回った場合でもマイナス評価しないような仕組みがあれば良いのかなというふうに感じました。

それから、先ほど青柳委員が仰られた、個々の評価項目間の独立性をどうもたせるかについてですが、私は、再エネ率と電化率など、分けるところは分けた方が良いのではないかと思います。純粋に電気消費量が減ったことでもそれが省エネなので、そこは引き算する手もあるのかという気もしましたが、その細かいところをどうするかですけど、基本的には極力独立した指標の方が、やっている人も分かりやすいという気がしました。

それともう 1 点。2013 年度からの長期的な削減実績については、評価すべきだと思いますが、2013 年度からのことをきちんと評価できる事業者さんが、どの程度いるのでしょうか。出来るところはそれで申請して先程の点数評価を加えてあげれば良いし、それが評価できない場合はこれからやれば良いし、何でもかんでも一緒にするというのがまず難しいのではないかと思います。

【鎌形部会長】

事務局いかがですか。

【事務局（濱田室長代理）】

最後の御指摘の、2013 年度からの GHG 排出量の削減に関する評価は、事業者説明会でも御意見がありました。計画書制度を 2010 年から運用していますので、当時から制度対象の事業者は 2013 年度の数字を把握しています。一方、2013 年度以降に対象になった事業者は、独自に数字を把握している事業者は良いですが、分からない事業者には個別に対応する必要があると考えております。

【鎌形部会長】

分かるところは原則 2013 年度からの削減実績を評価するということですね。ありがとうございました。

11 ページから 20 ページの「評価軸・評価項目」について、ひととおり、御意

見をいただきましたが、後半の論点部分も含めて幅広く御議論いただいているものと思います。やはり、どうしても評価項目を個々に見ようとしても相互に関連するあたりをどう解決するかや、「原単位」の問題があります。結局のところ、個々の事業者というより、県全体、日本全体、世界全体で GHG 排出量を削減していく、これは総量の問題。且つ、2050 年にはカーボンニュートラルという目標があり、これも総量の問題。このような大きな目標がある中で、個々の事業者の振る舞いをどう評価するか、少し私なりの噛み砕きですが、大きな GHG 排出量の削減目標の中で、事業者の努力をどう踏み込んで配慮していくかという問題になってくるのかと思います。まだ事務局の方もお答えがないでしょうから、宿題ということで、今日も色々議論の中で出てくれば、御意見を賜るという感じでしたというふうに思います。

そうは言いながらも、「評価のアウトプット」についても議論すると申し上げたので、これまでで言い足りないことがあればいかがでしょうか。いずれにしても、事務局が出している GHG の排出削減が大目標で、そこに重点を置いた評価、そもそも地球温暖化対策のための計画書制度という議論の設定からですが、その辺は特によろしいですね。

あとは、個々の評価項目と、活動量が大きく変化した場合にどう配慮するかですが、事務局にお伺いしておきたいのは、この話を突き詰めていくと、具体的な評価の極めて技術的な事項に入ってくる向きもありますが、制度の大枠を作った後に、評価方法などについて細かく議論するのはまた別途ですか。制度や条例が出来上がってからそういう作業やプロセスがあるのですか。

【事務局（渡邊担当課長）】

来年度中に条例と規則を改正しますが、まずは、今年度中に方向性を議論させていただいて、条例を改正できるような形で、対外的に説明できるような体制を整えた上で、別途、規則改正に向けて細かい作業を詰めていくことを想定しており、部会員の皆様に今年度御議論いただくのは評価制度のアウトラインというところだと思っております。

【赤松委員】

23 ページを見ると、例えば、使用電力の再エネ割合、電化率、エネルギー消費原単位など、案 1 の採点方式における評価項目別の点数が割り振られています。この点数は、いわゆる望ましい値で、それに対してさらに良い実績があがった場合は加点するという話がありましたが、それは良いとして、事業者の努力で出来るものと出来ないものがあるような気がします。特に、「使用電力の再エネ割合」は、第 6 次エネルギー基本計画を参考にして基準値を設定することとな

っていますが、当該計画は2021年に作られ、当時の将来推計値は今の実態と全く違う訳ですよ。また、CO2排出係数などについては、電気だけを使っている事業者からすると、電化は100%対応済で、あとはもう国の電力ミックス政策の出たところ勝負で、CO2排出係数は事業者の努力次第ではないと開き直るというか、自分の出来ることと出来ないことはそこまでですよという言い方になるのかなと思います。こういう場合も想定され、事業者の努力部分を超えているものもあるのではないかと。

以前、非化石証書やクレジットの話はここでは取り扱わないというのはお聞きしたかと思いますが、例えば、高評価を得るために事業者が低炭素の電力メニューを優先的に選ぶことになると、その分、再エネ比率の高い電気の取り合いにならないのか。そういうことを意図しての指標なのかどうなのか。努力で出来る部分と出来ない部分が少し混ざっているのではないかと思いました。

【鎌形部会長】

事務局いかがですか。

【事務局（濱田室長代理）】

後段の御意見についてです。小売電気事業者等の努力により、需要家側が何もしなくてもCO2排出係数が自然体で下がっていくということだけでは、評価として成り立たないと思っております。そこで、例えば、自分で屋根に太陽光発電設備を設置して自家消費したり、再エネ100%電力等の低CO₂排出係数の電力を買ってくるなど、そういった努力を促したいという意図があります。

【赤松委員】

そうだとすると、まさしく改正省エネ法が自家発電も含めて非化石エネルギーもエネルギーの定義に加えるといった時に、結構苦勞している訳です。要するに、定義変更によってエネルギーの総は増えてしまう一方で、目的とした狙いはエネルギーの非化石比率を上げていくことなので、それぞれの計算のときに係数を変える訳です。具体的には、エネルギーの量を見るときには非化石エネルギーを優遇するために0.8倍して小さく評価し、非化石比率を評価するときはそのままの値を使います。更に、さっき言われた自家発電を促すことに対しては、メニューで買ってくるよりもさらに努力を評価すべく1.2倍して大きく評価する、などと国の方はやっています。但し、今回増えた非化石率や、ここでは出てこないDRだとかについては良いとか悪い等は全然決まってないのです。とりあえず決まっているのは今までどおりのエネルギー消費原単位がどうなのかというところだけで、電気の最適化とかそのDRの部分も、非化石比率も、出てきた結

果を見ながら、その指標を作っていくのではないかなと思っています。そう考えると県は今回、かなり攻めているのですが、その指標として第6次エネルギー基本計画をベースにしてしまうと、ほとんど達成できないのではないのでしょうか。

【青柳委員】

それは今のエネルギー施策が動乱する前にできた計画だからですか。

【赤松委員】

もちろんそれもありますが、エネルギー基本計画自体の値の問題もあります。18ページの「電力の再エネ割合」の評価基準値案は、2025年に29%、2030年度に38%となっていますが、これに対して、現状は20%程度です。そもそも第6次エネルギー基本計画では非化石燃料シェアの内、原子力が2030年に20%になっていて、今の6.9%と全然違う訳です。また再エネ割合の評価基準値案も、この辺の実態と乖離している。もちろんウクライナ情勢などの影響を大きく受けていると思われるものの、そもそもかなり背伸びして数値設定しているので、それをベースに評価基準値を設定するのは少し厳しいのではないかという気がしています。

【事務局（渡邊担当課長）】

評価基準値は、先行する川崎市の検討状況からこういった数字を使っているという背景がございましたので、例として挙げさせていただいたのですが、今御指摘のとおり、これと今の状況というのは相当変わってきており、課題だと認識しています。

【事務局（渡邊担当課長）】

何をもって評価基準値を作るのかというのは改めて検討が必要だと思っています。ここでは、あくまで例示として挙げさせていただいたということで御理解ください。その上で、22ページと24ページで、案1、2をお示ししていますが、今御指摘いただいたように、案1のように具体的な点数の基準を設けるのは、実際には相当難しいのかと思っています。それは基準になるもの、元のものがあまり確たるものがないというのは当然ですが、それを評価するに当たって、どこまで何点つけるかという具体的な傾斜配点基準を設けるのは相当難しいのかなと思っています。そういう観点からいうと、案2の方が、比較的基準を設け易いと思っています。また、案1の中でも、鎌形部会長から御指摘がありました。我々の目的とする最終目標がGHG排出量の削減にある以上は、まず評価すべきはそこにあるだろうということで、仮に案1を採用するとしても、案1-1

ではなくて案1-2がベースになるべきなのかという印象を受けております。

【鎌形部会長】

色々と御意見が出ていますが、今、課長がまとめられたように、GHG排出量を削減していく、そのために事業者個々の努力をどう評価するかについては案2の方が実務的にやり易いとお話ありました。やるにしても、それぞれが該当するかどうかを判断するところがあまりに硬直的であっては、事業者の努力も適切に反映できないのではないかと御意見があったと思うので、少し工夫が要るのかというのが一点です。

あと、評価基準値についても、現実にそぐわないのであれば、何らか別のものを考えていかななくてはいけないですが、全く新しく県で作るというのも中々難しいです。だから、どういうものを考慮するのかという何等かの指標が必要で、この種ものは、参考ぐらいは出しておかないといけないということなのだと思います。色々問題提起があるので考慮事項はとりあえず整理して並べなくてはならないと思います。

【事務局（渡邊担当課長）】

今御指摘いただいたように、この基準だと難しいという御提言をいただくというのは非常に貴重な機会だと思います。ですので、我々もどういった基準が良いのかというのは、改めて検討した上で、もし期間内でお示しできればお示しさせていただいて、また御意見いただければと思います。

【鎌形部会長】

その他いかがですか。まだそれなりの時間はありますが、この問題は大事なもので、後でまた戻っても、何か思い当たるところがあれば御発言いただくという形で、とりあえず先に進めます。

その他の確認事項ということで、26ページから29ページの「計画期間」、「評価周期」、「評価結果の公表」、「評価結果の活用」という部分です。この辺りについての御意見があれば願います。これは確認という意味です。

【事務局（渡邊担当課長）】

前回、御議論いただいたものを反映するとかいう形になるのではないかと、というようなお示しの仕方をさせていただいております。

【古米委員】

29 ページにある低評価事業者に対するボトムアップ支援、これはやはり取組がまだできてないということに対して、ここが重要なポイントなのかと思います。そこを最初から計画されてやっている人は何らかの意思を持って動いている訳で、だからそこをどうボトムアップするかといったときに、県が事業所への立入調査による指導助言を強化すると。これは、県の人たちが行政としてやっていくということになるのですか。例えば、色んな機関がある中で、そこに手伝ってもらおうとか、そういうことではないのでしょうか。

【事務局（渡邊担当課長）】

現状、職員による立入調査の明確な条例の規定はないのですが、助言・指導の規定に基づいて、年間 50～60 件ほど調査をさせていただいて、助言として報告書のようなものを作って、お示しするという形でやっております。ですので、どのぐらいの質の向上を図ってどのぐらいの件数を増やしていくのか等は少し論点としてはあるのかなと思います。

【古米委員】

そうですね。ここで見ると中小企業の約 8 割が脱炭素化に未着手であるというところであり、これをどうするかですよね。

【事務局（渡邊担当課長）】

低評価事業者のボトムアップ支援は評価制度においての話なので、主な対象としては、特定大規模事業者を想定しています。また、それに加えて、中小規模事業者等にどれぐらい計画書を任意提出してもらえるかということも、別途促進が必要となると考えております。

【鎌形部会長】

この制度は評価した上で底上げというのですか、皆に努力していただくための制度なので、結局ここが重要になってくる。

【青柳委員】

前後してしまうのですが、31 ページの中小規模事業者等の制度参画についてです。ここで Apple や ESG 投資の例が載っていますが、少しズレがあると思うのは、Apple の件や ESG 投資は国境や県境が無い訳です。けれど、今日考えているこの計画書制度というのは、県内の話であって、県内事業者に神奈川県としてどう助けていくかという側面が強い訳です。選ばれるかどうかという話になっ

てくると、当然国境もない、県の境もない訳ですよ。取引先が必ずしも県内ではない場合どう助けるのか。この計画書制度の最初の頃に選ばれる事業者になるみたいな台詞がありましたが、選んでもらうのは必ずしも県内ではない訳です。そういう場合が多いのでインセンティブの付け方が難しいなというふうに思っています。全国の数十自治体で計画書制度が導入されており、例えば、相互認証のような制度を作れば、もう少しインセンティブが広がるのではないかと。今日の話とは少しずれてしまうのですが、中小規模事業者等の場合には、単に県内の制度を考えるだけではなくて、もう少し広い枠組みの制度として作っていく必要があると思っています。全国の自治体との相互認証的な感じで、例えば、神奈川県で認証を受けたら東京都の入札にも有利になり、岩手県の入札にも有利になるような制度を作っていけば、もう少し魅力的になるのかなという気がします。逆に、神奈川県も、岩手県や大阪府、京都府の事業者が神奈川県で入札参加するときにも有利になるようなことも考えながら、全国的な、全世界的な視野で後押しをする。中小規模事業者等の場合には、それくらいやらないと、おそらく、県だけでは吸い上げきれないだけの数がある気がします。

【鎌形部会長】

本件は、最終的に地球全体の話で、とにかくあらゆるところで底上げを図っていく。そのために、県として何ができるかということなので、問題提起としては良いと思います。色々処理は難しいかもしれませんが、いかがですか。

【事務局（濱田室長代理）】

まず、川崎市を除きますと、今、評価制度を導入している自治体が、都道府県と政令指定都市合わせて 10 自治体あり、これに川崎市と神奈川県を足すと 12 自治体となります。そのため、全国で連携するとしても、まだ数がそこまで多くないというところがあります。

また、連携して認証というのは、確かに素晴らしいと思ったのですが、よく考えると、入札制度の場合、神奈川県なら神奈川県内に本店又は支店を持っていることが要件になりますが、その要件を満たさなくなってしまうので、他自治体の入札制度などと連携させることは中々難しいかなと思います。また、補助金も同様です。ただ、考え方としては参考になります。ありがとうございます。

【青柳委員】

エコマーク認証に関わっているのですが、結構、中小企業さんがエコマークを取って知名度を上げたいというような目的で応募してきます。それと同じことがここでも起きる可能性高いと思います。

【事務局（濱田室長代理）】

そうですね。国の認証制度やエコマーク認証など、そういったところを取って
いけば、法律に基づいて取っているものはどこでも共通化できるのですが、自治
体独自の制度だと、制度設計すると難しいかと思います。

【鎌形部会長】

ありがとうございます。最後の項目まで入ってきていますが、この際もう少し
時間がありますので、中小規模事業者等の任意参画の件で他に何か御意見あり
ますか。

【青柳委員】

22 ページから 23 ページの「評価のアウトプット」についてですが、中小規模
事業者等は、今のところ、全部の評価項目が任意になるのでしょうか。

【事務局（濱田室長代理）】

中小規模事業者等は特定大規模事業者と同じ基準で総合評価というのは適当
ではないとは思っています。とはいえ、計画書を単に出してもらっただけではなく、
アウトプットとして評価はしてないと、せっかく出してくれた中小規模事業者
等が自らの立ち位置が分からないことになりますので、中小規模事業者等に対
しても評価を提供したいと考えています。なお、どの項目を評価するかは、まず、
特定大規模事業者の評価項目を決めた後に検討したいと思っています。

【鎌形部会長】

この部会では、中小規模事業者等が任意参画を促すべきという結論になるだ
けで、任意参加した場合の評価方法をどうするか等は、この部会とは別に検討す
るということになるのですか。

【事務局（濱田室長代理）】

はい、そのように考えています。

【鎌形部会長】

リモート参加の佐々木委員、最後まで通して何か御意見ございますか。

【佐々木委員】

特段ないのですが、特に中小規模事業者等のところ、非常に重要だと思っています。今、国でもやっていますが、その手が届かないところなので、むしろ神奈川県や市町村の方で、省エネ、それから再エネに変えていけない中小規模事業者等のサポート等に取り組んでいただくというのは、日本全体としても重要なことなのかと思います。この辺のインセンティブの与え方の話が先程、議論にありました。北海道と岩手県は建設業等が主対象のインセンティブ設定になっていますが、神奈川県の場合は、町工場みたいなところも結構多いと思います。そういうところに対して、例えば、その製品をアピールする場を優先的に与えるなど、上手いインセンティブを考えていただいて、是非とも多くの方に参加していただければと思います。以上です。

【鎌形部会長】

事務局から何かコメントありますか。

【事務局（濱田室長代理）】

御意見のとおり、神奈川県は、同じ県内でも川崎市など京浜臨海部は大規模な事業者が多いのですが、それ以外の地域では、中小事業者も多いという特徴があります。そういう中で、意欲ある企業の商品をPRするというのは大事ですので、県でもSDGs パートナーミーティングなど、意識の高い事業者が参加する機会もありますので、そういった機会にPRしていただけるよう検討してまいります。

【鎌形部会長】

後半部分、確認事項や任意参画について御意見ありますか。青柳委員どうぞ。

【青柳委員】

先程の赤松委員の「原単位」という話が少しずっと気になっていまして。例えば、23 ページの点数表を例にすると、あくまでイメージですが、「原単位」というのは、この「d) エネルギー消費原単位の改善率」と、「a) 排出量の削減率（短期）」や「b) 排出量の削減率（長期）」といったGHG排出量の配点を同じにするというのは、赤松委員の御指摘を実現する形になるのですか。

【赤松委員】

やはり求めるのはGHG排出量が少なくなっていくことだということ。そちらの方に重きが置かれるのは、仕方ないというか、この制度の趣旨なのかとは思っているのですが、要するに、いわゆる外部要因がいつぱい入ってくる要素がある

ので、それをどうクッションとして受け止めるかという一つの考え方が「原単位」なので、そこを上手いこと入れられないか。ただ、その結果、GHG 排出量も増えてしまえば、目的とは違う。23 ページでも、目的と手段を綺麗に分けたのはすごく分かりやすい。本制度の立場からすれば、省エネは確かに手段だと思います。一方で、事業者が手段として行う省エネの目的はコスト削減で、コスト削減のために省エネをやっていて、結果的に GHG 排出量削減に及んでくる。そういう意味では、再エネ化はコストアップになる部分があり、今までの「省エネ＝儲かる」という言い方から少しずれてくる、というのが再エネまで考えたときの痛いところだと思います。ですから、確かに世の中の今の気運として GHG 排出量を削減していこうというのが、サプライチェーンから除外されてしまうことも含めて、関心事にはなっていると思うのですが、足元の事業者の目的は、ウクライナ情勢から来ているコスト削減だと思います。

ついでに、評価軸についてですが、20 ページの「④中長期目標等」に関して、「定性的な目標」というのがいくつかあって、言葉の意味を確認したいです。3 番目のサプライチェーンに関する項目についてですが、この「サプライチェーン」というのは、例えば、事業者が自身のスコープ 3 部分も一緒に削減していこうとする取組を指すのか、それとも自身がサプライヤーの立場で、取引先のグローバル企業の GHG 排出量削減に貢献したというような形で取り組んだところを評価するというのか、どちら側の話なのでしょうか。

【鎌形部会長】

事務局お願いします。

【事務局（濱田室長代理）】

御意見の前者の方で、例えば、自分の企業の GHG 削減だけではなくて、自分が取引で関わっているところにも呼びかけをして、GHG 排出量の削減の輪を広げていく、そういった取組を評価しようと考えています。一方で、今御意見をいただいたように、場合によっては、その逆の評価の視点もあるのだなと思いました。

【赤松委員】

チェーンで繋がっているんで、どちらから見たスコープ 3 かという点で確認させて頂きました。言わずもがな、サプライチェーンから切り離されてしまう恐怖もあり、一生懸命取り組むということもあると思いますが、どちらにも関わることが、事業者の立場だと思うので、基本的には私も、今お答えのあった前者の、自身から見たスコープ 3 部分への削減の働きかけとして色々活動していることを評価するのは正しいことだと思います。

【鎌形部会長】

評価の中にどこまで取り込んでいくかというのは、また細かく議論しなくてはいけない場面があると思うのですが、いずれにしても、それぞれの事業者がどちらの方向に向いても、努力して全体が上手くというか、レベルアップしていくように貢献していくというのは、自らアピールする場も設けてあげたら良いのかなという気はします。この制度全体の中で、他によろしいでしょうか。

【古米委員】

先程、青柳委員が仰られた評価項目「d) エネルギー消費原単位」と、「a) 排出量の削減率（短期）」や「b) 排出量の削減率（長期）」といった GHG 排出量の配点のバランスについては、それが正解なのかどうか分かりませんが、少なくとも、d) にもう少し重きを置いた方が良いだろうなという気はします。

【青柳委員】

少なくとも、d) は、e) f) g) h) と同じ配点ではないですね。

【古米委員】

そういう事業成長戦略を実現して、省エネもやったけど、評価されない。これは企業にとっては辛いです。2050年を目指したということではなくて、例えば、2030年度を目指してこれは通過点であってもおかしくない。その企業が評価されないというのは、何かおかしい話だなという気はします。

【赤松委員】

省エネ法で例えばSクラスになっているのに、神奈川県ではDだとなったときに、どちらが正しい評価なのですかとなる。

【鎌形部会長】

ここは今日集中的に課題になった点ですので、もう1回事務局に GHG 排出量と原単位の評価の仕方とか、そこはもう1回考えていただきたいと思います。

【青柳委員】

17 ページのエネルギー消費原単位の図で、C、一番下の括弧内で記載されている、生産量など、いわゆる企業活動を表現する係数、これが全部変わってしまう。けれど、企業にとってはこの係数がすごく重要で、実際にはビジネス上の評価に昨今のエネルギー価格というのが入ってきて、色々な企業努力をどう評価

するかという話です。

【赤松委員】

先程、事務局から立入調査の強化というお話がありました。私ども、エネ庁さんからの委託でやっている工場調査でも、原単位が悪くなっているところ、Bクラスと言っているのですが、大体見るのはここなのです。あなたたちが指標にしている原単位の考え方が現状に合っていないのではないですか、床面積だけでやっているとそれは客数が変わったら悪くなる、例えばコロナの影響をうまく吸収するような指標を設定すべきでは、という話を色々とアドバイスしています。ですから、先程言った規格化というところを上手いことを見ていかないと、色々な外部要因によって、本来の省エネの努力分が埋没してしまう。そこからすると、GHG 排出量の削減が不十分な事業所に立入調査にいかれた場合、一体何をアドバイスしていくのかと。ものすごい意地の悪い言い方をすると、あなたのところはGHG 排出量の大きい企業だから神奈川県から出てってくださいというようなことだって、GHG 排出量削減のためのアドバイスになりかねないです。それでは本末転倒です。なので、中々難しい。

【鎌形部会長】

最終的には GHG 排出量の総量を削減しないといけないが、そこに向けた企業努力をどう評価していくかは、非常に難しい方程式だと思いますが、よく考えていきましょう。

もうそろそろ時間ですが、全体を通じて言い残したことがあれば、お願いできればと思います。

【古米委員】

県内には、都市ガス等の燃料を主に使っているような事業者さんもいらっしゃるのではないかと思います。事務局の評価項目案では、どちらかという電力に視点を置いています。そういう方々の取組というのを評価しなくて大丈夫なのでしょうか。どういう事業者さんが主に計画書を提出されているのか私は分からないのですが。

【事務局（濱田室長代理）】

業務部門の使用エネルギーは、ほぼ電力なので、これで良いだろうと思います。一方、産業部門ですと、食品工場など熱を使うところについては、中低温帯までは電化が比較的しやすいですが、高温帯の電化については、現状では中々難しいといったところがあります。そこをどうするのかという御指摘だと思います。

我々としては、高温の熱を使う事業者は、例えばガスコジェネレーションなど GHG 排出量の削減や省エネに資する設備の導入の取組を評価することは大事だと思っております。ただ、現時点でそれを、「省エネ」で評価するのかどうかというのは、まだ詰め切れていません。そのため、今後、御意見の点についても、必須項目としては厳しいかもしれませんが、加点要素として評価するなど、検討していきたいと思えます。

【鎌形部会長】

その他ございますか。

【青柳委員】

今の古米委員の御指摘で気が付いたのですが、評価は電化を前提としているのですか。現実を見ると、電化できない中でも GHG 排出量は減らせる技術は多分途中にあって、その部分をどう評価するかという視点も必要になります。その熱を使うとか、それから化石燃料にも色々レベルがあるので、そのレベルの中で石炭から天然ガスに変えていく等、その辺のところは、この中でどう評価されるのか。GHG 排出量の削減率の項目で評価するしかないですか。

【事務局（濱田室長代理）】

そうですね。GHG 排出量が減るといのは間違いありませんので、そこでは評価ができると思います。ただ、その他にも、省エネ、再エネ、電化というのではなくて、何か別の項目で評価をするなどもあるのかも知れません。

【古米委員】

もう一つ評価項目が必要なのかも知れません。

【鎌形部会長】

エネルギー自体の CO2 排出係数を下げることになる。

【青柳委員】

しばらくはそのレベルの技術の評価が必要な気がします。

【事務局（濱田室長代理）】

先程お話のありました第 6 次エネルギー基本計画では、トランジションとして 2050 年近くまでは、並行してやっていくとしています。

【鎌形部会長】

確かに御指摘のとおりです。

【事務局（渡邊担当課長）】

確かに、23 ページの総合評価案 1 の採点方式案の配点イメージでいうと、評価軸の「②省エネ」が 5 点「③再エネ化・電化」が 12 点となっていてはバランスが取れておらず、電化に寄り過ぎの部分は確かにあると思います。ここは見直しが必要かもしれません。再エネも再エネ電力だけではなくて、熱とかもそうですね。

【赤松委員】

その意味では 14 ページ目、①-1 「排出量の削減率（短期）」のところの、米印、下の部門別に何か削減の基準を考える、考えないという話が前回もあったと思いますが、産業部門の中でも色々ありますよね。

鉄鋼と自動車部品会社とかでは全然違うところもあるものの、そこまでは細かく分けられないという、御回答だったと思うのですが、これだと本当に電化率が直接効いてきて、ほとんど電気使っていないところは、まず GHG 排出量が中々下がりません。一方で電化したから下がるという訳ではなくて、先程申し上げた、電気の再エネ率が上がらないと実は電化だけでは GHG 排出量は増えるという話もあります。ですから、一律な何かにまとめればまとめる程、半分ぐらいはついていけませんと、白旗掲げるようなことになりかねない。これは難しいところです。

【青柳委員】

逆に不公平ですよ。

【事務局（濱田室長代理）】

この「部門別」か「一律」の削減基準を検討することについての注釈を記載した理由は、事業者からの御意見がかなり多かったことがあります。

【赤松委員】

一律の基準を望まれた声が多かったということですか。

【事務局（濱田室長代理）】

はい、そうです。おそらく、県内で幅広く事業展開しており、業務部門も産業部門も該当している事業者からの意見だと思います。国の 46%削減や 50%削減

を目標として数値管理している中で、神奈川県内の該当する部門によって目標の GHG 排出量の削減率が変わると、目標管理に苦慮するので、一律 50%などと決め打ちしてくれた方が管理しやすいという御意見が多くありました。

【事務局（濱田室長代理）】

一方で、今年度改定予定の県地球温暖化対策計画では、運輸部門の 2030 年度までの削減目標を 2013 年度比 24%削減としていますが、それを全体の目標の 2013 年度比 50%削減にしてしまっても良いのかという、また別の問題も生じます。

【青柳委員】

国も部門別の削減目標を設定しています。

【赤松委員】

省エネ法では 5 業種 8 分野に非化石比率の定量目標の目安を設けています。この前も工場等判断基準ワーキンググループの中でサーベイされていましたが、それぞれその業種によるパーセントなので、鉄鋼は頑張っ 2%等のベンチマークを決めて、要するに国もそろそろと見ているのだと思うのです。要はとりあえず、業種ごとに業界団体の方でこれぐらいになるというような数字をまず出させて、それに対して中長期計画書で、その目標のレベルのものを書いてきたのと、過達のものとか未達のものとか三つぐらいの円グラフで何パーセントと分けています。この前のワーキンググループの資料に出ていると思いますが、各 8 分野、全部出ていました。多分そういうものを見ながら、やはり業種によって、このぐらいのところを落とすところなのだろうなというのを見ながら、おそらくその数字を入れていくので、まだ今は数字入れてないのです。皆に自然体で出させて、それを見ながら、電気中心の産業は先程の 59%だとかっていうのを目標にしていますということ。鉄鋼は頑張っても 2 パーセントですから非常に正直だと思います。それ以上できません。

【青柳委員】

場合によっては、65%とかそんな数字のところもある訳です。

【赤松委員】

そうやって逆に細かく分けていく方が実態には沿うのでしょうが、煩雑になっていく部分もあるので、そこのバランスだと思います。全部一律というのも一つの考え方ですが。

【鎌形部会長】

かなり盛り上がってきていますが、一つ事務局にお願いしたいのは、条例を作るまでに、まとめなくてはいけないのはどのレベルなのかということです。

場合によっては、少なくとも一律か部門別かということは、決めなくてはいけないことなのかどうなのか、あるいは部門別とする場合はどういった配慮というか、配慮事項というか参考にするべきことはこんなことがとかいうところは、おそらく条例を出したときに議会で御答弁されるときも必要になることだと思います。そのあたりはどこまで必要かと、お考えをまとめておいていただきたいと思います。

それではもうほぼ終わりの時間に近づいたというか、あと5分なので、そろそろ収束したいと思います。今日も色々本質的な問題が出ましたが、もう1回事務局の方で今日の御意見も踏まえて整理をさせていただくということで、次回4回目をまとめなくてはならない訳です。それには、是非しっかりした案をよろしくお願いいたします。

今日議論することは終了いたしますが、先程も出ましたが、何か言い残したことがあれば、事務局の方に直接速やかにお願いできればと思います。では、あと何か事務局の方からございますか。

【事務局（出澤副技幹）】

本日御審議いただきました計画書制度の見直しに関する検討状況につきましては、年末12月26日の火曜日に開催を予定しております第78回環境審議会、こちらの部会の親会になりますが、そちらで途中経過として、概要を報告させていただきたいと思いますので、お含みおきください。

また、次回、来年の1月30日火曜日に第4回部会を開催いたします。その中で、これまでに御議論いただきました計画書制度の見直しの方向性を全般的に整理して御報告をさせていただきまして、部会としての最終取りまとめを行いたいと考えております。また3月に予定されております第79回環境審議会の方でお示し予定の神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部改正に関する答申案についても次回、御確認をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

【鎌形部会長】

ありがとうございます。12月の環境審議会での報告は、これまでの経過は私の方から御報告させていただきます。まだまだ議論の途中でございますので中々気が重いですが、正しく正確にこの状況を報告したいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。